

# 林業担い手支援事業実施要領

この要領は、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（以下「基金」という。）が「林業担い手支援事業」を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

## 第1条 事業の目的

地域資源である森林資源の活用、その後の造林保育に必要な担い手の確保・育成を図るため、認定事業体における林業作業従事者（以下「従事者」という。）に係る法定外福利厚生等の取組に対して支援し、林業従事者の待遇改善を促進する。

## 第2条 事業の内容及び助成要件等

### 1 事業の内容・助成対象経費・助成金の額

別紙1のとおり。

### 2 事業実施主体

基金と当該事業に関する協定を締結した市町村（以下「協定市町村」）に事業所（本所又は支所及び担当区等。）の所在地を有する県内の認定事業体とする。

### 3 助成金の額

基金は、法定外福利厚生の実施に要した経費について別紙1の金額を上限に助成する。

### 4 助成対象となる取組

基金が助成対象とする取組は、協定締結初年度は当該年度の4月1日から10月31日まで、次年度以降は事業実施年度の前年度の11月1日から事業実施年度の属する年の10月31日までに実施した別紙1の取り組みとする。

なお、購入する物品等については、中古は助成対象外とする。

また、他の補助助成事業の取組と重複する場合は助成対象外とする。

ただし、熊本県の実施する「若手等担い手確保促進事業」との併用については可とする。

### 5 助成にあたっての要件

次の要件を満たすものとする。

#### （1）対象となる従事者

助成の対象とする従事者とは、協定市町村内に所在する事業所（本所又は支所及び担当区等。）に雇用される常用の林業労働者（林業に従事している期間の定めのない雇用契約又は半年を超える期間を定めて雇われている労働者）とする。

#### （2）再度助成対象とするにあたっての経過期間

当該事業により助成を受けた取組について、再度助成の対象とするにあたっては、前回助成を受けた時期より別紙1に示す期間をあけるものとする。

## 第3条 事業実施の計画

### 1 事業計画承認申請

事業を実施しようとする林業事業体は、理事長が別に定める日までに、事業計画承認申請書（別記第1～3号様式）に必要な添付資料を添えて理事長に提出するものとする。

### 2 事業計画承認

理事長は、事業計画承認申請書を受領し、審査のうえ適当と認めるときは、当該申請者に対して計画承認通知（別記第4号様式）をするものとする。

#### 第4条 助成金交付申請

##### 1 助成金交付申請

第3条の2の承認を受けた者は、助成金交付申請書兼実績報告書（別記第5号様式）に必要な添付資料を添えて理事長に提出するものとする。

##### 2 助成金交付決定

理事長は、前項の助成金交付申請書を受理し、審査のうえ助成することが適当と認められたときは、予算の範囲内で交付の決定をし、当該申請者に対して交付決定通知書兼交付確定通知書（別記第6号様式）によりその決定の内容を通知するものとする。

#### 第5条 事業内容の変更

##### 1 事業計画承認後の変更

第3条の事業計画承認を受けた者は、助成事業等の内容等について以下（1）、（2）に掲げる変更事由を生じたときは、速やかに変更計画承認申請書（別記第7号様式）に事業計画変更書（別記第2号様式）を添えて、理事長に提出するものとする。

（1）事業計画額の2割以上の増減を伴う助成金額の変更

（2）事業種目の変更

##### 2 事業計画変更決定

理事長は、前号の変更計画承認申請書を受理し、内容を審査のうえ適当と認められたときは、当該申請者に対して計画変更承認通知（別記第8号様式）をするものとする。

##### 3 交付の取り消し

理事長は、助成事業者が、助成金を他の用途へ使用した場合や、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は理事長の命令若しくは指示に違反したときは、助成金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付決定を取り消すときは、交付決定取り消し通知（別記第9号様式）をするものとする。

#### 第6条 実績報告

助成事業者等は、理事長の定めるところにより、助成事業等が完了したとき（助成事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、第4条1項に定める申請書の提出をもって理事長に報告しなければならない。

#### 第7条 助成金の額の確定

助成金の額は、第4条2項に定める交付の決定をもって確定したものとみなす。

#### 第8条 助成金の請求等

##### 1 助成金の請求書

第7条の助成金の額の確定を受けた者は、助成金請求書（別記第14号様式）により請求するものとする。

##### 2 助成金の支払い

理事長は、前項の請求書を受理したときは、請求書を審査の上支払うものとする。

#### 第9条 助成金の返還

理事長は、助成金を交付した年度の翌年度から起算して5年以内に、基金の助成事業の趣旨、目的に反し不正又は虚偽の申請が認められたときは、既に交付した助成金の一部又は全部について返還を求めることができる。

第10条 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附則

- 1 この要領は、令和6年6月14日から施行する。

附則

- 2 この要領は、令和7年3月31日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附則

- 3 この要領は、令和8年3月24日から施行し、令和8年度事業から適用する。

●林業担い手支援事業 標準例（※市町村によって助成対象や上限額が異なる場合があります。申請書2に掲載の別紙1をご確認ください。）

事業種目	事業の内容	助成対象経費の詳細		助成を受けた翌年度から同じ助成を申請できない期間	助成金の上限額	備考	
			備考				
◇林業従事者の健康保持増進を支援する事業	林業従事者の健康保持増進を支援するため、認定事業者が林業従事者に対して実施する取組に要した費用を助成する。	人間ドック受診料、健康診断受診料、オプション費用、振動検診費用等のうち健保組合からの助成を除いた自己負担額		毎年申請可		従事者1人あたり上限額(円)	
		蜂アレルギー検査及びエビメン購入費用		毎年申請可		17,000	
		傷害総合保険加入掛金 (労災上乗せ保険(死亡・後遺障害補償保険、入院・手術補償保険、通院補償保険等))		毎年申請可		9,000	
◇事業者が行う福利厚生事業への支援	林業従事者の定着を支援するため、事業者が独自に行っている法定外福利厚生に要する費用の一部を助成する	事業者が手当等として取り組むもののうち理事長が認めたもの (例：子育て支援手当(育児施設・サービス利用料、幼稚園、保育所、託児所の保育料等、子どもの教育費、育児・保育・教育用品購入費・レンタル料等)、健康増進支援手当(健康教室等の受講料、禁煙パッチ購入費、禁煙教室参加費等)、生活支援手当(医療費(健康保険適用外の高額医療、先進医療、妊婦検診、不妊治療等)、介護施設・サービス利用料、介護用品購入費・レンタル料、介護保険利用料等) ※機械手当(従業員の私物を仕事をで使用し、会社が使用料等として手当を支給している場合)については購入補助を行うため対象外		毎年申請可	助成対象経費(実費)以内かつ	20,000	
		林業従事者が業務に関連する資格取得及び研修等に参加する際に要する費用の一部を助成する。 (例：JLC参加費用、緑の雇用研修移動・宿泊費、伐採機械の運転の業務に係る特別教育、アーボリスト資格取得費等)		毎年申請可	30,000		
◇林業従事者が資格・林業に関する知識取得を支援する事業	林業技能士の資格を持つ従業員に対し事業者が手当を支給する場合、要する費用の一部を助成する。	林業技能士の資格手当	1級 2級 3級	毎年申請可		8,000/月 4,000/月 2,000/月	
		林業従事者が装備品等を自己負担している実態を解消するため、認定事業者が林業従事者に対して支給する安全装備品・フェンソー・刈払機・業務に必要な機材損耗品の購入の事業主負担の一部を助成する。	林業労働安全装備品 (例：防護ブーツ、防護ズボン、ヘルメット、チャップス、防振手袋、チェーンソー防護脚絆、刈払い機用脛ガード、防塵メガネ、イヤマフ、フルハーネス、インカム等)		1年	助成対象経費(実費)の1/2以内	50,000
◇林業従事者への会社支給品等への支援	林業従事者が装備品等を自己負担している実態を解消するため、認定事業者が林業従事者に対して支給する安全装備品・フェンソー・刈払機・業務に必要な機材損耗品の購入の事業主負担の一部を助成する。	林業作業道具(チェーンソー) ※1人につき左記のいずれか1項目のみ申請可	40cc以下 40cc超	4年	かつ	60,000 120,000	
		林業作業道具(刈払い機)	刈払い機	4年		40,000	
		林業作業道具(機材損耗品) (例：チップソー、笹刈刃、ソーチェーン、2サイクルエンジンオイル、チェンオイル、ハーネス、ガイドバー、目立て道具等、鉄心スパイク地下足袋(造林用)※鉄心スパイク長靴(造林用)※、クサビ、メジャーテープ、携行缶、虫刺され用外部薬、蜂スプレー、資機材修繕用部品等)		毎年申請可	※チェーンソー作業に地下足袋・長靴を使用することがない場合のみ対象とする	15,000	
		林業作業道具(生分解性チェーンオイル)	※エコマーク等環境ラベルの確認できる製品	毎年申請可	助成対象経費(実費)の3/4以内かつ	60,000	
◇林業従事者への酷暑対策用品への支援	認定事業者が林業従事者に対して支給する酷暑対策用品の購入の事業主負担の一部を助成する。	【若手等担い手確保促進事業(県補助)併用なし】 酷暑対策用品のうち、下記の「若手等担い手確保促進事業」(県補助事業)の補助対象以外の取組 (例：瞬間冷却保冷剤、熱中症対策用飲料等)		1年(消耗品は毎年申請可)	助成対象経費(実費)の1/2以内かつ	15,000 <sup>※1</sup> ※2 県補助経費への上乗せ助成率	
		【若手等担い手確保促進事業(県補助)併用あり】 酷暑対策用品 (補助対象例)空調服、バッテリー、冷水服、空調ズボン等 個人への支給用品 (補助対象外例)保冷材、氷、飲料、食料、冷却スプレー		県補助事業の交付決定条件による	助成対象経費(実費)の1/4以内 <sup>※2</sup> かつ		
◇林業従事者の労働環境を改善する事業	女性労働者等の屋外作業環境改善・起業して間もない林業事業者等の現場環境の負担軽減、先端技術を用いた林業従事者の現場環境、労働安全の向上に資する資機材の購入、リースの費用を助成する。	【若手等担い手確保促進事業(県補助)併用なし】 下記の「若手等担い手確保促進事業」(県補助事業)の補助対象以外の取組経費で、理事長が認めた取組に対する資機材の購入及びリースの費用 (例：GPSコンパス購入費、GPSライセンス更新料、AED、担架、仮設テント、アドブルー、プロセッサ用カットチェン、軽油運搬用給油タンク、高性能林業機械リース・レンタル費用、フェリングレバー、DSロープ、枝打ち梯子、フェラバンチェア用研磨機、更衣室、簡易トイレ(レンタル)、現場事務所へ設置するクーラー、電動クサビ、勤退管理アプリ、GISアプリ導入・運用保守費、森林クラウドシステム導入・運用保守費、トランシーバー、インカム、チルホール、フェリングレバー、屋外用冷風機、ミストファン、社労士・労務士への事務委託費等)		高性能林業機械の購入は対象外	交付決定で定める期間	助成対象経費(実費)の1/2以内かつ	1事業者につき <sup>※3</sup> 500,000 ※3 県補助併用あり・なし合計の上限金額 ※4 県補助経費への上乗せ助成率
		【若手等担い手確保促進事業(県補助)併用あり】 若手等担い手確保促進事業(県補助事業)の実施要領による取組の費用 (補助対象内例) ポータブル冷凍庫、体調管理機器(転倒検出デバイス等)、森林調査等ドローン、資材運搬用ドローン、自動下刈り機、電動クサビ、XRデバイス(スマートグラス)、新技術導入のための研修会開催、衛星通信端末(通信費用含む)、通信機器バッテリー、LPWA通信機器(通信費用含む)、仮設トイレ(購入)、アシストスーツ、翻訳デバイス等の導入費 (補助対象外例) 倉庫等建屋、林内作業車、高性能林業機械、サブスクリプション型サービス、4G.5G用通信機器、トランシーバー、Bluetooth通信機器、通訳の雇用(外国人材対応)		県補助事業の交付決定条件による	助成対象経費(実費)の1/4以内 <sup>※4</sup> かつ		

(参考)若手等担い手確保促進事業の上限額

事業種目	県補助事業の上限額	
	1事業者あたり上限額	
◇林業従事者への酷暑対策用品への支援	助成対象経費(実費)の1/2以内かつ	1事業者につき
◇林業従事者の労働環境を改善する事業		1,500,000

別記第1号様式

令和 年 月 日  
番 号

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金  
理事長 様

事業体住所  
事業体名  
代表者氏名

令和 年度林業担い手支援事業計画承認申請書

このことについて、令和 年度林業担い手支援事業を下記のとおり実施したいので、承認くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 令和 年度 林業担い手支援事業計画書  
[別記第2号様式]
- 2 従事者の常用雇用が確認できる書面（雇用契約書写し等）
- 3 （林業業務に従事する管理者を申請する場合）管理者用年間就業実績表 [別記第3号様式] および会社に所属していることが分かる書類（登記簿謄本や代表者事項証明書等）
- 4 （「林業就業者への会社支給品等への支援」、「林業従事者への酷暑対策用品への支援」または「林業従事者の労働環境を改善する事業」による再購入の場合）前年度までの支給物品管理台帳の写し [別記第11号様式]（旧[別記第12号様式]）  
（県補助併用の場合を除く）
- 5 （県補助併用の場合）若手等担い手確保促進事業の申請をしていることが分かる書類（計画承認申請書等の写し）

担当者名	
電話番号	

別記第2号様式の1

林業担い手支援事業の事業計画（変更）書

項目	内容	備考
事業体名		
法定外福利厚生 の取組内容	事業種目：	
	取組の内容（対象内訳等）：	
	労働環境改善にあたっての取組詳細（目的や取組等）：	事業内容が「林業従事者の労働環境を改善する事業」の場合記載
取組の着手時期		
助成対象者数 （実人数）	0 人	様式の2に 内訳を記載 （※県補助との併用の場合、市町村分の助成額のみを計上）
助成金申請上限額	0 円	
助成対象取組計画額	0 円	
助成申請額	0 円	
要件等チェック （申請内容が適切であることを確認のうえ、 <input checked="" type="checkbox"/> すること）	<input type="checkbox"/> 常用の林業労働者を対象とした法定外福利厚生を充実する取組内容である。	
	<input type="checkbox"/> 取組の着手時期は対象期間内である。	
	<input type="checkbox"/> 同じ助成を申請できない期間を経過している。	
	<input type="checkbox"/> 他の助成事業等と重複していない。	
	<input type="checkbox"/> 助成金額は助成上限額以内である。	
	<input type="checkbox"/> 助成金の財源である森林環境税の趣旨に則って、適切な森林整備（主伐後の再造林や必要な届出の提出等）を行うことを宣言する。	

※申請内容に変更がある場合は、変更箇所について2段書き（上段：変更後、下段に変更前）で記載すること。

事業種目	助成対象の取組		助成対象者数(人)	助成対象取組計画額(円)	助成金の上限額		助成申請上限額(円)	助成金の申請額(円)	備考
					助成対象経費(実費)以内 かつ	従事者1人あたり上限額(円)			
◇林業従事者の健康保持増進を支援する事業	人間ドック受診料、健康診断受診料、オプション費用、振動検診費用、振動検診受診料のうち健保組合からの助成を除いた自己負担額		0	0	助成対象経費(実費)以内 かつ	17,000	0	0	
	蜂アレルギー検査及びエビベン交付費用		0	0		9,000	0	0	
	傷害総合保険加入掛金		0	0		13,500	0	0	
◇事業者が行う造林手当等福利厚生事業への支援	教育費、保険適用外市販薬購入費、健康増進活動費、インフルエンザ・コロナ予防接種費用等理事長が認めるもの		0	0		20,000	0	0	
◇林業従事者が資格・林業に関する知識取得を支援する事業	林業関係資格取得費用・研修への参加費用等		0	0		30,000	0	0	
	林業技能士の資格手当	1級	0	0		8,000/月	0	0	
		2級	0	0		4,000/月	0	0	
		3級	0	0		2,000/月	0	0	
◇林業就業者への会社支給品等への支援	林業労働安全装備品(防護ブーツ、防護ズボン、ヘルメット等)		0	0	助成対象経費(実費)の1/2以内 かつ	50,000	0	0	
	林業作業道具(チェーンソー) ※1人につき左記のいずれか1項目のみ申請可	40cc以下	0	0		60,000	0	0	
		40cc超	0	0		120,000	0	0	
	林業作業道具(刈払い機)	刈払い機	0	0	40,000	0	0		
	林業作業道具(機材消耗品)		0	0	15,000	0	0	0	
	林業作業道具(バイオチェーンオイル)		0	0	助成対象経費(実費)の3/4以内 かつ	60,000	0	0	
◇林業就業者への酷暑対策用品への支援	酷暑対策用品(空調服等)	【県併用なし】			助成対象経費(実費)の1/2以内 <sup>※1</sup> かつ 助成対象経費(実費)の1/4以内 <sup>※3</sup> かつ	15,000 <sup>※2</sup>	0	0	※1 県補助と併用しない取組についての補助率 ※2 県補助と併用する同事業種目の取組との合計額の上限金額 ※3 県補助と併用する取組についての補助率 ※4 県補助と併用しない同事業種目の取組との合計額の上限金額
		【県併用あり】	0	0					
◇林業従事者の労働環境を改善する事業	省力化、労務軽減、生産性向上に資する新技術、通信確保のための通信機器、多様な人材の就業環境改善に資する機器の導入費	【県併用なし】	-	0	助成対象経費(実費)の1/2以内 <sup>※1</sup> かつ	1事業体あたり <sup>※4</sup>	0	0	
		【県併用あり】	-	0	助成対象経費(実費)の1/4以内 <sup>※3</sup> かつ	500,000	0	0	
小計				0			0	0	



管理者用年間就業実績表

別記第3号様式

氏名	生年月日	年齢	就業実績	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	計
			内業													0
			林業業務													0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			内業													0
			林業業務													0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			内業													0
			林業業務													0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			内業													0
			林業業務													0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			内業													0
			林業業務													0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			内業													0
			林業業務													0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

上記の通り相違なきことを証明します

令和 年 月 日

事業所名  
代表者氏名

印

(事業体名) 様

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金  
理事長

令和 年度林業担い手支援事業の計画承認通知書

令和 年 月 日付で計画承認申請のあったこのことについては、林業担い手支援事業実施要領第3条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認した事業名

(1) 令和 年度林業担い手支援事業

2 承認の条件

- (1) 助成金の交付申請にあたり、助成の対象とする事業内容及び交付額等（助成率又は交付額）は、林業担い手支援事業実施要領第2条に掲げるとおり。
- (2) 計画承認後において、計画承認額の2割以上の増減を伴う助成金額の変更や事業種目の変更を伴う変更が生じたときには、速やかに所用の手続きを行うこと。
- (3) ○○○については、指定する様式のステッカーを貼り付けること。
- (4) 林業従事者の労働環境を改善する事業の場合) 同じ助成を申請できない期間助成を受けた翌年度から○○年

3 助成金の計画承認額 金 円

4 助成金の交付申請書兼実績報告書提出期限

令和 年 月 日

別記第5号様式

番 号  
年 月 日

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金  
理事長 様

事業体住所  
事業体名  
代表者氏名

令和 年度林業担い手支援事業の助成金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日付、財熊育第 号で計画の承認があったこのことについて、下記  
のとおり事業を実施しましたので、金 円を交付されますよう申請します。

記

1 助成金交付申請額

助成 対象者数	助成対象取組 実績額	助成金交付 申請額	備 考
人	円	円	

2 添付書類

- 令和 年度 林業担い手支援事業 の事業実績書  
[別記第10号様式]
- (欠格期間1年以上の物品または「林業従事者の労働環境を改善する事業」を申請  
する場合(県補助併用の物を除く))支給物品等管理台帳の写し[別記第11号様式]
- 法定外福利厚生を取組経費が確認できる書面(領収書等(写))  
[別記第12号様式]
- 購入物品の写真(計画承認でステッカー添付の指示があったものはステッカーの  
添付が確認できる写真)
- 雇用管理の改善状況報告[別記第13号様式]
- (県補助併用の場合)若手等担い手確保促進事業の申請をしていることが分かる書  
類(交付決定通知書等の写し)

担当者	
電話番号	

別記第6号様式

財熊育第 号  
年 月 日

(事業体名) 様

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金  
理事長

令和 年度林業担い手支援事業の助成金交付決定通知書兼交付確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあったこのことについては、林業担い手支援事業実施要領第4条の規定により、下記のとおり交付決定し、同要領第7条の規定によりその額を確定しましたので通知します。

記

- |             |   |   |
|-------------|---|---|
| 1 助成金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 助成金の交付確定額 | 金 | 円 |

3 交付の条件

- (1) 助成金関係書類は、助成金の交付をうけた翌年度から起算して5ヶ年間保管すること。
- (2) 理事長は、基金の助成事業の趣旨、目的に反し不正又は虚偽の申請が認められたときは、林業担い手支援事業実施要領第9条の規定により、助成金の一部又は全部について返還を求めることができる。

別記第7号様式

番 号  
年 月 日

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金  
理事長 様

事業体住所  
事業体名  
代表者氏名

令和 年度林業担い手支援事業の変更計画承認申請書

令和 年 月 日付、財熊育第 号で計画承認のあったこのことについて、  
下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 計画変更の理由

3 事業計画書（変更）及び添付書類

事業計画承認（助成金交付）申請書及び添付書類の下段に変更前（黒書）、上段に  
変更後（朱書）してください。）

担当者名	
内線番号	

別記第 8 号様式

財熊育第 号  
年 月 日

(事業体名) 様

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金  
理事長

令和 年度林業担い手支援事業の計画変更承認通知書

令和 年 月 日付で計画変更承認申請のあったこのことについては、林業担い手支援事業実施要領第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認した事業名

(1) 令和 年度林業担い手支援事業

2 承認の条件

(1) 助成金の交付申請にあたり、助成の対象とする事業内容及び交付額等（助成率又は交付額）は、林業担い手支援事業実施要領第 2 条に掲げるとおり。

3 助成金の交付申請書提出期限

令和 年 月 日

別記第9号様式

財熊育第 号  
年 月 日

(事業実施主体名) 様

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金  
理事長

令和 年度林業担い手支援事業の助成金交付決定(一部・全部)取り消し通知書

令和 年 月 日付財熊育第 号で交付決定しましたこのことについては、林業担い手支援事業実施要領第5条第3項の規定により、下記のとおり交付決定を(一部・全部)取り消したので通知します。

記

- 1 取り消しの金額  
金 円
- 2 取り消しの内容

別記第10号様式の1

林業担い手支援事業の事業実績書

項目	内容	備考
事業体名		
法定外福利厚生を取組内容	事業種目：	
	取組の内容（対象内訳等）：	
	労働環境改善にあたっての取組詳細（目的や取組等）：	事業内容が「林業従事者の労働環境を改善する事業」の場合記載
取組の着手時期	令和 年 月 日	
助成対象者数（実人数）	人	様式の2に内訳を記載（※県補助との併用の場合、市町村分の助成額のみを計上）
助成申請上限額	円	
助成対象取組実績額	円	
助成申請額	円	
要件等チェック（申請内容が適切であることを確認のうえ、☑すること）	<input type="checkbox"/> 常用の林業労働者を対象とした法定外福利厚生を充実する取組内容である。	
	<input type="checkbox"/> 取組の着手時期は対象期間内である。	
	<input type="checkbox"/> 同じ助成を申請できない期間を経過している。	
	<input type="checkbox"/> 他の助成事業等と重複していない。	
	<input type="checkbox"/> 助成金額は助成上限額以内である。	
	<input type="checkbox"/> 助成金の財源である森林環境税の趣旨に則って、適切な森林整備（主伐後の再造林や必要な届出の提出等）を行うことを宣言する。	

事業種目	助成対象の取組		助成対象者数(人)	助成対象取組計画額(円)	助成金の上限額		助成申請上限額(円)	助成金の申請額(円)	備考
					助成対象経費(実費)以内 かつ	従事者1人あたり上限額(円)			
◇林業従事者の健康保持増進を支援する事業	人間ドック受診料、健康診断受診料、オプション費用、振動検診費用、振動検診受診料のうち健保組合からの助成を除いた自己負担額		0	0	助成対象経費(実費)以内 かつ	17,000	0	0	
	蜂アレルギー検査及びエビベン交付費用		0	0		9,000	0	0	
	傷害総合保険加入掛金		0	0		13,500	0	0	
◇事業者が行う造林手当等福利厚生事業への支援	教育費、保険適用外市販薬購入費、健康増進活動費、インフルエンザ・コロナ予防接種費用等理事長が認めるもの		0	0		20,000	0	0	
◇林業従事者が資格・林業に関する知識取得を支援する事業	林業関係資格取得費用・研修への参加費用等		0	0		30,000	0	0	
	林業技能士の資格手当	1級	0	0		8,000/月	0	0	
		2級	0	0		4,000/月	0	0	
		3級	0	0		2,000/月	0	0	
◇林業就業者への会社支給品等への支援	林業労働安全装備品(防護ブーツ、防護ズボン、ヘルメット等)		0	0	助成対象経費(実費)の1/2以内 かつ	50,000	0	0	
	林業作業道具(チェーンソー) ※1人につき左記のいずれか 1項目のみ申請可	40cc以下	0	0		60,000	0	0	
		40cc超	0	0		120,000	0	0	
	林業作業道具(刈払い機)	刈払い機	0	0	40,000	0	0		
	林業作業道具(機材消耗品)		0	0	15,000	0	0		
	林業作業道具(バイオチェーンオイル)		0	0	助成対象経費(実費)の3/4以内 かつ	60,000	0	0	
◇林業就業者への酷暑対策用品への支援	酷暑対策用品(空調服等)	【県併用なし】			助成対象経費(実費)の1/2以内 <sup>※1</sup> かつ 助成対象経費(実費)の1/4以内 <sup>※3</sup> かつ	15,000 <sup>※2</sup>	0	0	※1 県補助と併用しない取組についての補助率 ※2 県補助と併用する同事業種目の取組との合計額の上限金額
		【県併用あり】	0	0					
◇林業従事者の労働環境を改善する事業	省力化、労務軽減、生産性向上に資する新技術、通信確保のための通信機器、多様な人材の就業環境改善に資する機器の導入費	【県併用なし】	-	0	助成対象経費(実費)の1/2以内 <sup>※1</sup> かつ	1事業体あたり <sup>※4</sup> 500,000	0	0	※3 県補助と併用する取組についての補助率 ※4 県補助と併用しない同事業種目の取組との合計額の上限金額
		【県併用あり】	-	0	助成対象経費(実費)の1/4以内 <sup>※3</sup> かつ				
小計				0			0	0	

支給物品等管理台帳

別記第11号

管理番号	事業実施年度	支給対象者氏名 <sup>*</sup>	生年月日 <sup>*</sup>	助成対象の取組	取得年月日	助成を受けた翌年度から同じ助成を申請できない期間	再購入可能事業年度	受領印

1. 「林業就業者への会社支給品等への支援」または「林業従事者への酷暑対策用品への支援」の対象で、毎年購入可以外の物品について記載すること。

また、「林業従事者の労働環境を改善する事業」の対象について全て記載すること。

2. <sup>\*</sup>は「林業就業者への会社支給品等への支援」による助成対象の場合記載すること。

取組経費が確認できる書面(領収書等(写し))

原本と相違ないことを証明する
令和 年 月 日
事業所名
代表者氏名
(印)

※上記の原本証明に記名押印ください。

※以下の空白部分もしくは別添で領収書等の写しを添付ください。

※本書の原本証明をもって、別添の領収書等の写しについても原本証明を行ったものとみなします。(別添への原本証明の記載は不要です。)



別記第14号様式

令和 年度林業担い手支援事業の助成金請求書

令和 年 月 日付、財熊育第 号で交付決定のあったこのことについて、林業担い手支援事業実施要領第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円也

2 振り込み先

金融機関名	銀行 支店
預金種目	普通 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

令和 年 月 日

事業体住所  
事業体名  
代表者名

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金  
理事長 様

※押印省略の場合には、必ず記載してください。

書類の提出方法	紙・電子メール・ファクシミリ		
書類発行(作成)責任者		電話番号	
担当者		電話番号	